

ふくしま県産材利用推進方針

平成23年 7月12日策定

令和 4年 4月18日改正

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第10条第1項に基づき定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第11条第1項に基づき、福島県内の建築物^(※1)における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、福島県が整備する公共建築物^(※2)における木材の利用の目標、福島県内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

併せて、福島県農林水産業振興計画に沿った県産材^(※3)の利用を推進するための基本的事項を定めるものである。

(※1)「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(※2)「公共建築物」とは、県又は市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、県又は市町村以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。

(※3)「県産材」とは、県内の森林から生産された木材のことをいう。

1 方針の趣旨

森林は、県土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

また、森林から生み出される木材は、加工時のエネルギー消費が比較的少なく、利用中は二酸化炭素を長期に貯蔵し、利用後も化石燃料の代替となる木質バイオマスエネルギーとして再利用できる持続可能な資源であり、2050年カーボンニュートラル^(※4)の実現や持続可能で多様性と包摂性^(※5)のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs^(※6)の達成に貢献する資材である。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラッ

クスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

当県の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの木材需要拡大に向けた取組等への支援のほか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に向けてふくしま森林再生事業等で森林整備を進めた結果、素材生産量及び木材需要量ともに増加傾向にあるが、切れ目のない復興・創生を着実に推進し更に加速させるため、人に優しく再生可能な資源である木材の利用をより一層推進する必要がある。

こうした中、平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日付けで「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められ、建築物全般で木材の利用の促進を図ることとされた。

また、近年は、強度等に優れた建築用木材や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における県産材を始めとする木材の利用を推進し、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化を図るとともに、震災からの復興・創生を着実に推進し更に加速させるため、法第11条第1項及び福島県農林水産業振興計画に基づき本方針を定める。

(※4)「2050年カーボンニュートラル」とは、2050年までに二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロにすることをいう。国は令和2（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を表明し、県も令和3（2021）年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言した。

(※5)「包摂性」とは、誰一人取り残さないという考え方のことをいう。

(※6)「SDGs（Sustainable Development Goalsの略称）」とは、世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の

共通目標のことをいう。「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など17の目標と169のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28（2016）年）において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされている。

2 県が整備する公共建築物における県産材利用の推進

(1) 整備方針、基本構想又は基本計画における木造化・木質化の検討

県が整備する公共建築物は、施設毎に定める整備方針、基本構想又は基本計画（以下「基本構想等」とする。）に基づき建築するが、その策定前の各段階において施設の規模や用途、技術面や(4)に示す留意事項を考慮し、木造化^(※7)による整備を関係者で検討する。検討に際しては、用途に応じて木造と他構造のハイブリッド構造も視野に入れながら、原則として木造化が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

木質化^(※8)についても同様の検討を行い、原則として木質化が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

これらの検討と併せて、木質ペレット等の木質バイオマスを燃料とする空調設備やボイラー等の設置についても検討し、可能な範囲内で整備が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

(※7)「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。

(※8)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(2) 県産材による木造化・木質化の実施

(1)により取りまとめた基本構想等において木造化・木質化すべきとした施設の整備については、原則として県産材を利用するものとし、基本設計・実施設計の段階においても(4)に示す留意事項を考慮するものとする。

また、設計・施工時において円滑な県産材の利用が図られるよう、建築物の設計・施工を行う関係者へ、県産材で供給可能な建築部材などの情報を提供するとともに、林業・木材産業の関係者へ、県産材の利用量や規格などの情報を提供するものとする。

なお、やむを得ない理由により県産材の利用が困難な場合には、地域材^(※9)を優先的に利用するものとする。

(※9)「地域材」とは、県内で製材、加工され、流通している木材のことをいう。
なお、木材の生産地は問わない。

(3) 木質バイオマスエネルギーとしての県産材の利用

(1)により取りまとめた基本構想等において木質バイオマスボイラー等を設置すべきとした施設の当該機器に係る燃料については、原則として県産材に由来する燃料を利用するものとする。

なお、やむを得ない理由により当該燃料が使用できない場合には、地域材に由来する燃料を優先的に利用するものとする。

(4) 木造化、木質化を図るための留意事項

公共建築物の整備において県産材を利用して木造化する場合、一般に流通している県産材を利用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、建設自体のコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、県産材を始めとする木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、県産材を利用した木造化を図るものとする。

なお、木質化を図る場合も同様に取扱うものとする。

3 県以外が整備する建築物における県産材利用の促進

(1) 市町村が整備する公共建築物における県産材利用の促進

県は、法第12条に基づく市町村内の建築物の木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）の策定の促進を図るとともに、市町村に対し、県産材活用事例や県産材関連製品、木材供給者や木造建築物に携わる建築士等に関する情報提供に努め、市町村方針に基づき整備する公共建築物における県産材利用を促進するものとする。

なお、市町村方針の策定にあたっては、地域から産出される木材の積極的利用や各地域における木材の供給体制に配慮するものとする。

(2) 民間建築物における県産材利用の促進

県は、法第6条第1項に基づき、民間建築物を整備する事業者に対し本方針を周知するとともに、県産材を利用しやすい体制を整備し、住宅、非住宅の建築物及び中高層建築物を含めた建築物全体について県産材の利用の促進に努めるものとする。

4 関係団体との連携及び県産材の安定供給体制の整備等

(1) 関係団体間の連携体制強化と安定供給体制の整備

県は、建築物における県産材利用を推進するため、素材生産者、木材市場、製材工場、製品加工工場等を対象としたサプライチェーンの構築を支援するとともに、県産材の需給動向、価格動向、県産材の流通等の問題点とその対応策について木材の生産や流通などの関係者を委員とする福島県木材流通対策協議会で協議し、安定供給の確保及び連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 木造建築物の設計及び施工に係る技術の普及推進

県は、建築物における県産材利用を推進するため、中高層木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技術を有する人材の育成支援や情報提供、建築用木材及び木造建築物の新たな技術等に関する情報提供に努めるものとする。

(3) 木材製造高度化計画の認定

県は、農林水産大臣より法第17条の4に基づく協議があった場合には、森林審議会及び関係市町村の意見を聴き、森林法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意するものとする。

(4) 品質、性能が明確な県産材の供給体制の推進と強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術開発及び普及推進

県は、品質や性能が明確な県産材の供給体制の整備に向け、乾燥材やJAS製材品の普及推進に努めるとともに、県産材を供給する事業者へ、JAS製材品の認証取得の促進を図るものとする。

また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物は長尺、大断面、木質耐火部材等が用いられることが多いため、強度、耐火性等に優れた建築木材の製造や構法などに係る技術開発の支援を行うとともに普及に努めるものとする。

5 建築物木材利用促進協定の推進

県は、市町村と連携し、事業者が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための県又は市町村による情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）の締結を推進するものとする。

なお、県は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を県のホームページで公

表するものとする。

6 建築物以外の県産材利用の推進

(1) 県が購入する備品等における木製品の利用

県が公共建築物に導入する備品、消耗品は、うつくしまグリーン購入^(※)
¹⁰⁾ 実施要綱に基づき、うつくしまグリーン購入ガイドラインに定める判断基準を満たす木製品の導入に努めるものとする。

(※10)「グリーン購入」とは、物品を購入又は使用するとき、必要性を十分に考慮し、価格や品質、性能、デザインだけではなく、環境にやさしい物品を優先して購入又は使用することをいう。

(2) 公共土木事業等における県産材利用

県が実施する公共土木事業において木材を利用する場合は、県産材を優先的に利用するものとする。

また、市町村が実施する公共土木事業への県産材の積極的利用を促進するとともに、建設業者に対する県産材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等への県産材利用を進めるものとする。

(3) 木質バイオマスの利用推進

県は、民間事業者が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギーを利用した設備の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

7 県民への普及啓発

県は、木とのふれあいを通じ、県民による取組に対する支援及び県産材の利用に関する意識醸成を図るため、児童、生徒などが木材製品に接する機会や木材による物づくりを学習、体験する機会を創出するなど、木育を推進するものとする。

また、県が開催するイベント等を通じて、県民の森林や林業、木材産業に対する理解の向上と県産材の利用に関する意識醸成に努めるものとする。

8 ふくしま県産材利用推進計画の策定

県は、県産材利用の目標などの具体的な取組内容等について「ふくしま県産材利用推進計画」を定め、本方針を推進するものとする。

また、当該計画の実績等について調査し、公表するものとする。